

資料 - 5 付帯事業について

1. 付帯事業の基本的な考え方

- ・ P F I 事業者は、付帯事業を行うにあたっては、市の所有する施設を利用した業務であることに十分留意し、図書館利用者、体験学習施設利用者の利便性の向上に寄与する事業に限るものとする。
- ・ P F I 事業者は、付帯事業について、その対価をその利用者から徴収し、独立採算により実施するものでなければならない。
- ・ P F I 事業者は、付帯事業による収入を自らの収入とすることができるが、付帯事業以外の P F I 事業者の業務と明確に区分すること。
- ・ 付帯事業に要する費用はすべて P F I 事業者の負担とする。

2. 基本条件

(1) 関係法への適合

以下の法に合致する事業内容であること。

- ・ 図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日 法律 118 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日 法律 79 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日 法律 48 号）

(2) 施設・設備の条件

- ・ 付帯事業の事業場所は、図書館及び体験学習施設内とすることを原則とする。
- ・ 業務要求水準書に示された施設用途以外に、付帯事業の専用とする諸室等を設けないこと。
- ・ 付帯事業に必要な設備（LAN 回線、販売ワゴン、カウンター等を含む）を設置する場合は、P F I 事業者は本市から行政財産の使用許可を得るとともに、使用料を支払うこと。行政財産使用料の単価、金額、その他条件等については、「稲城市行政財産使用料条例」（昭和 63 年 4 月 1 日）に定めるところとする。

(使用の額)

第 2 条 使用料は 1 月当たりの額により算出するものとし、その額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土地を利用させる場合には、当該土地の位置、計上、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に、1,000 分の 2.5 を乗じて得た額
- (2) 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額
 - ア 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状態並びに利用効率

を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて得た額

イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額

(3)建物の一部を使用する場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額

(4) 略

2 略

(日割り計算)

第3条 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料は、日割り計算とする。

(使用料の最低限度額)

第3条 第2条及び前条の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円未満となる使用料は、これを100円とする。

(3) 事業の報告

PFI事業者は、付帯事業に関する事業収支、利用者数等について事業報告書を作成し、本市に定期的に報告すること。

(4) 付帯事業の放棄について

PFI事業者は、開館後3年間は提案書に基づく付帯事業を放棄してはならない。

(5) 付帯事業の終了

PFI事業者は、付帯事業の運営が開館後3年間以上経過した後であっても、本市の承諾なくして付帯事業を終了してはならない。

(6) 原状回復

付帯事業の終了に際しては、本市が買取りを希望する場合を除いてPFI事業者が設置した設備・機器等について撤去し原状に復すこと。